

Q & A 民法（債権関係）の改正

西村あさひ法律事務所
弁護士 寺田 光邦

2015年3月31日、「民法の一部を改正する法律案」が、第189回通常国会に提出されました。民法は、私たちの日々の活動にかかわる法律の中でも最も基本的な法律ですが、現在の民法が成立した1896年から現在まで約120年もの間、民法のうち経済活動に関する分野については、抜本的な見直しが行われていませんでした。しかし、今回の改正法案は多岐に及ぶ改正を予定しており、成立すれば、120年ぶりの大改正になると言われています。

本稿においては、個々の問いに答える形で回答していくことにより、この改正法案の主な内容をなるべくわかりやすく紹介していきたいと思えます。

Q なぜ改正されることになったのですか。

上述のとおり、民法は、約120年もの間、経済活動に関する分野について抜本的な見直しが行われていなかったため、現代の複雑化した社会経済の情勢に対応していないのではないか、という批判がありました。そこで、2009年に、法務大臣から法制審議会に対し「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がなされ、今回の法改正がスタートしました。すなわち、今回の法改正は、債権関係の規定について、（1）現在の社会・経済の変化に対応したものにすること、（2）国民一般にわかりやすいものにすることを目的としています。

改正法案の提出理由においては、「社会経済情勢の変化に鑑み、①消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、②法定利率を変動させる規定

の新設、③保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、④定型約款に関する規定の新設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」（ナンバリングは筆者による追記）とも説明されておりますので、このナンバリングの順に改正法案の内容を具体的に見ていきます。

1 ①消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備

Q 1 「消滅時効の期間の統一化」とはどのような意味ですか。時効に関する規定はどのように整備されていますか。

（1）消滅時効の期間の統一

消滅時効とは、一定の期間、権利を行使しないことによって、権利を消滅させる制度をいいます。現行民法においては、債権の消滅時効期間は原則として権利を行使することができる時から10年とされています（166条1項、167条1項）。

ただし、例外として、職業別の短期消滅時効も定められています。例えば、飲食店の代金の消滅時効は1年、医師の診療報酬の消滅時効は3年となっています（170条～174条）。また、商売から生じた債権（商事債権）は、5年の商事消滅時効が定められています（商法522条）。よって、現行法によれば、債権ごとに消滅時効の期間が異なり、例えば、飲食店のツケ（飲食代金債権）の消滅時効は、10年ではなく、1年ということになります。

しかし、職業等によって債権の消滅時効期間に差を設ける合理的な理由がありません。また、商事債権に比べ、通常の債権の10年という消滅時効期間は長すぎるという批判もありました。

そこで、今回の改正では、職業別の短期消滅時効や商法の商事消滅時効が廃止されます。また、①権利を行使することができる時（客観的起算点）から

10年という従来の消滅時効期間に加えて、②債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年という短期の消滅時効期間が追加されます(法案166条1項)。

この改正法案によると、客が飲食店の店主と飲食代金債権がある時(履行期)に支払う約束をした場合、この債権の消滅時効期間は、履行期から5年ということになります。飲食店の店主は「履行期に権利を行使することができる」ことを約束した時から知っているのが通常なので、①と②の起算点は一致し、結果、②の期限が先に到来するからです。

(2) 時効の完成猶予・更新

現行法では、時効の進行を妨げる場合として、時効の「中断」(それまで進行した時効期間がリセットされ、その後ゼロから新たに進行するもの)及び「停止」(時効の進行を一定期間猶予するもの)が規定されていますが、名前と効果に齟齬があり、わかりにくいという批判がありました(例えば、日常においては、「雨で体育祭が中断した」といった場合、雨があがったら「ゼロ(最初)からやり直す」のではなく、「中断した競技から再開する」という効果を想像するのが通常です)。

そこで、改正法案においては、時効の「中断」と「停止」を、「更新」と「完成猶予」に見直し、それぞれの該当事由も見直しています。例えば、訴訟の提起は「完成猶予」事由となり、訴訟手続が続いている間は時効が完成しませんが、結果、勝訴判決が確定した場合は「更新」事由となり、新たに時効が進行します(法案147条)。また、債務者が債権があることを知っている旨承認した場合は、「更新」事由となり、現行法と同様に、承認があった時から新たに時効が進行します(法案152条)。

2 ②法定利率を変動させる規定の新設

Q 2 法定利率はどのように変動するようになるのですか。

利息を生じさせる債権について、特別の約束がない場合の利率(法定利率)について、現行民法は、年5%と定めており(404条)、商事債権については、商法が年6%と定めています(商法514条)。

しかしながら、この低金利時代において、年5%という法定利率は高すぎるという批判や法定利率も

経済変動の実態に合わせるべきであるという批判がありました。

そこで、改正法案では、法定利率は年3%に引き下げられ、商事法定利率の年6%も廃止されることとなります。また、今後は3年ごとに、銀行の短期貸付け(貸出期間が1年未満の貸付け)の過去5年間の平均利率の変動を基準に1%以上の増減があった場合に、1%刻みで法定利率も増減する変動制とすることとしています(法案404条)。

3 ③保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備

Q 3 保証人の保護を何故図る必要があるのですか。また、どのように保護を図ることになるのですか。

個人が保証契約を締結し、保証人になった場合、想定外の多額の保証債務の履行を求められた結果、生活破綻や自殺の原因となり得る事が問題視されていました。

そこで、2004年にも、①書面によらない保証契約を無効とし(446条2項、3項)、②貸金等の債務を個人が根保証する(一定の範囲に属する不特定の債務を保証する)契約については極度額(保証する限度額)の定めのない契約を無効とする(465条の2第2項)改正が行われていました。

今回の改正案においては、さらに、事業用のお金の借入れ等について、個人が保証人になるときは、原則として、保証契約締結前に保証人が保証する意思を明らかにした公正証書を作成しなければならない旨規定されました(法案465条の6第1項)。多額になりがちな事業用のお金の借入れを個人が保証することは、過酷な結果を招く可能性があることから、保証契約の締結に先立って、保証人が公証役場において、公正証書を作成するという慎重な手続きを求めています。ただし、主債務者と一定の関係にある者(取締役、議決権の過半数を有する株主、共同経営者、事業に従事している配偶者等)が保証人となる場合には、公正証書の作成は要しません(法案465条の9)。これらの者は経営の状況や債務額等について知り得る立場にあることや、経営者保証の有効性に鑑み、このような例外が設けられました。

また、個人の根保証契約一般について、極度額を定めなければならない、極度額の定めのない個人根保証契約は無効となります(法案465条の2)。

さらに、改正法案では、主債務者や債権者に、一定の場合に、主債務や主債務者に関する情報を保証人に対して提供する義務を定めています（法案458条の2、458条の3、465条の10）。例えば、事業の為に負担する債務について保証契約を締結する際には、主債務者は、主債務者の依頼により保証人になろうとする個人に対して、自らの財産状況等の情報を提供する義務を負います（法案465条の10第1項）。

4 ④定型約款に関する規定の新設

Q 4 定型約款とは何ですか。どのような規定が新設されるのですか。

「約款」とは、大量の定型的な取引を迅速かつ効率的に行うために、企業等があらかじめ定めた契約条項をいいます。同じ製品やサービスを大量の顧客に提供しなければならず、個々の顧客ごとに契約内容を交渉してバラバラの契約条件を定めていたのでは、ビジネスが成り立たなくなってしまう場合、このような約款を用いた取引が行われます。現代社会においては、鉄道、バス、電気、ガス、保険、インターネット上での取引等、日常生活の様々な場面でこの約款に基づく取引が広く行われています。しかし、現行民法には、このような約款に関する規定はありません。

そこで、改正法案では、「定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」である「定型約款」に関する規定を新設しました（法案548条の2～548条の4）。

（1）定型約款についてのみなし合意

約款の個別の条項まで詳細に読み込んで取引を行う方は極めて少数かと思えます。しかし、約款を読んでいないからといって、約款に拘束されないのは、約款の本来の趣旨に反します。

そこで、①「定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき」、または②「定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」には、定型取引を行うことの合意をした者は、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなすとの規定が設けられ

ました（法案548条の2第1項）。

例えば、インターネットの通信販売において、事業者が、②定型約款を契約内容とする旨自らのウェブページにおいて顧客に対して表示していた場合、仮に、顧客が定型約款の個別の条項を認識してなくとも、当該定型約款の個別の条項についても合意したものとみなされます（なお、鉄道や電気通信事業関係等、一定の種類の定型約款については、関係法律の改正により、②相手方への「表示」ではなく、「公表」でも足りるようにすることが予定されています）。

しかしながら、消費者保護の観点から、定型約款の個別の条項のうち、「相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、…相手方の利益を一方的に害すると認められるもの」については、合意しなかったものとみなされます（法案同条第2項）。

（2）定型約款の変更

定型約款の内容を変更する場合、個々の顧客から変更の同意を得ることは困難です。そこで、①定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するとき、または②定型約款の変更が契約をした目的に反せず、かつ、一定の変更の事情に照らして合理的なものである場合は、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更できるものとしました（法案548条の4第1項）。また、定型約款を変更するときは、その効力発生時期を定めて、その効力発生時期までに、「定型約款を変更する旨」、「変更後の定型約款の内容」及び「効力発生時期」をインターネット等の適切な方法により周知しなければなりません（法案同条2項及び3項）。

5 まとめ

改正法案が成立した場合、改正法の施行期日は、国民への周知を考慮して、公布後「3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、施行期日まである程度の期間が置かれる予定です。上述のような形で改正法案を一部紹介させて頂きましたが、紙幅の都合上、紹介できなかった改正事項も多々ございますので、引き続き情報収集を行うことが肝要かと思われます。

進路・就職試験用教材が新しくなります

2015年11月発行予定

高校生のための進路プラン 四訂版

- 「自己分析」から進路の決定,就職試験,内定後の過ごし方までを網羅したガイドブック。生徒が自ら考え,さまざまな作業に取り組みながら,就職試験の準備ができます。面接試験・作文試験対策に最適です。
- 第1章の「進路について考えよう」には,進学を意識した内容も盛り込みました。
- 就職活動のスケジュール&CHECKリスト付。

定価 756円 (本体 700円+税)

完全攻略 高校生の一般常識問題集

- 就職試験で必須の一般常識を,分野別に収録した高校生向け就職問題集の決定版。各分野にはまとめのページを設けてあり,重要ポイントを短時間で理解できます。巻末には総合問題を5回分収録しました。
- 就職試験の流れや,面接・作文試験などの資料も充実しています。
- 別冊は丁寧な解説の解答集と,最新版時事予想問題集の2種類。

定価 756円 (本体 700円+税)

完全攻略 高校生のSPI問題集

- 就職試験で必須の高校生向けSPI試験対策問題集の決定版。
- ジャンルごとの例題で,解き方とポイントをつかみ,練習問題で実力養成ができます。

定価 648円 (本体 600円+税)

※2016年10月に「完全攻略 高校生の一般常識+SPI問題集」を発行予定

2015年9月20日 印刷
2015年9月25日 発行
定価 (本体 200円+税)

© 編修・発行

実教出版株式会社

代表者 戸塚 雄武

発行所 〒102-8377 東京都千代田区五番町5
TEL. 03-3238-7777
<http://www.jikkyo.co.jp/>